

## 豚コレラ及びアフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の変更の概要について

平成 30 年 6 月 8 日  
農 林 水 産 省  
消 費 ・ 安 全 局

- 1 「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」及び「アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」については、家畜伝染病予防法に基づき、最新の科学的知見及び国際的動向を踏まえ、少なくとも3年ごとに再検討を加え、必要に応じてこれを変更することとされているところ。
- 2 両指針の全部変更から3年が経過したことから、諸外国での疾病の発生動向等を踏まえて内容を変更することについて、平成28年10月に、食料・農業・農村政策審議会に諮問したところ（参考資料2）。
- 3 両指針については、昨年7月及び12月の牛豚等疾病小委員会において専門的な見地から議論されたところであり、更に各都道府県からの意見を踏まえた主な変更点及び主文案は別添のとおり。